



2016年度 9月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

3級 個人
資産相談業務

実施日◆2016年9月11日(日)

試験時間◆13:30~14:30(60分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、三択択一式5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2016年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. 途中退出はできません。
9. 試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。問題用紙はお持ち帰りください。
10. その他、試験監督者の指示に従ってください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○10月24日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2016年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．各問について答を1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（59歳）は、妻Bさん（56歳）との2人暮らしである。Aさんは最近、現役を引退した近所の知人から話を聞いているうちに、今からでも退職後の準備に取り組みたいと思うようになった。Aさんは勤務先のX社を6年後に退職する予定である。Aさんは、今後ならびに退職後の社会保険等についてファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料

(1) Aさん（会社員）

生年月日：昭和32年5月21日

厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

〔公的年金の加入歴（見込みを含む）〕

昭和52年5月	昭和55年4月	平成28年9月	平成34年5月
国民年金 任意未加入期間 35月	厚生年金保険 被保険者期間 437月	厚生年金保険 被保険者期間 68月(加入見込み)	
20歳	22歳	59歳	65歳

(2) 妻Bさん（パートタイマー）

生年月日：昭和35年8月15日

20歳から国民年金に第1号被保険者として加入。22歳から厚生年金保険に加入、30歳でAさんとの結婚を機に退職、その後は国民年金に第3号被保険者として加入している。

妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんの退職後における公的医療保険制度について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

「Aさんが退職した後に加入する公的医療保険については、国民健康保険に加入するか、現在加入している健康保険の任意継続被保険者になることが考えられます。

なお、健康保険の任意継続被保険者となる場合、その手続は、原則として、資格喪失日から()以内に行う必要があり、任意継続被保険者として健康保険に加入できる期間は、最長で()です。

任意継続被保険者に対する保険給付は在職時の保険給付とほぼ同じですが、資格喪失後の継続給付に該当する者を除き、任意継続被保険者には()は支給されません」

- | | | | |
|----|-----|-----|-------|
| 1) | 20日 | 2年間 | 傷病手当金 |
| 2) | 20日 | 3年間 | 高額療養費 |
| 3) | 30日 | 3年間 | 傷病手当金 |

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、雇用保険の保険給付について説明した。Mさんが説明した次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが60歳以後も引き続き雇用保険の一般被保険者としてX社に勤務し、60歳以後の賃金月額が60歳到達時点の賃金月額の85%未満に低下した場合、Aさんは、原則として雇用保険から高年齢雇用継続基本給付金を受給することができます」
- 2) 「AさんがX社を65歳以降に退職した場合、所定の手続により、高年齢求職者給付金を受給することができます」
- 3) 「雇用保険の一般被保険者であるAさんは、自ら費用を負担して、自己啓発のために厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し修了した場合、一定の要件のもとに、教育訓練給付金を受給することができます」

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度について説明した。Mさんが説明した次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんは、過去に国民年金の任意未加入期間がありますが、この任意未加入期間に係る国民年金保険料を後納することができます」
- 2) 「Aさんは、原則として60歳から65歳に達するまでの間、特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)を受給することができます」
- 3) 「Aさんは、原則として65歳から老齢基礎年金および老齢厚生年金を受給することができます。この場合、Aさんが受給する老齢厚生年金には、妻Bさんが65歳に達するまでの間、加給年金額が加算されます」

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（45歳）は、これまで預金以外の方法による資産運用はしたことがなかったが、「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（以下、当該非課税措置は「NISA」、当該非課税口座は「NISA口座」という）」を利用した資産運用を始めてみたいと考えている。Aさんは以前からX株式会社の株式（以下、「X社株式」という）に興味を持っていたこともあり、証券会社を訪れ、そこに勤務するファイナンシャル・プランナーのMさんにNISAの仕組みやX社株式について相談することにした。

Aさんが購入を検討しているX社株式に関する資料は、以下のとおりである。

X社株式に関する資料

- ・業種 : 外食事業
- ・特徴 : 家族世帯をターゲットとして首都圏を中心に店舗展開
- ・株価 : 300円
- ・当期純利益 : 75億円
- ・純資産（自己資本） : 1,000億円
- ・発行済株式数 : 5億株
- ・前期の配当金の総額 : 30億円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、NISAの仕組みについて説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

「NISAは、個人投資家がNISA口座を利用して上場株式等に投資する場合に配当等や譲渡益等が非課税となる税制優遇制度です。平成28年中にNISA口座でX社株式を購入する場合、非課税投資枠の上限は()となり、その非課税期間は最長で()となります。また、NISA口座の受入れの対象となる金融商品には、上場株式のほかに、上場不動産投資信託(J-REIT)や()などがあります」

- | | | | |
|----|-------|-----|----------|
| 1) | 120万円 | 5年間 | 公募株式投資信託 |
| 2) | 120万円 | 3年間 | 公社債投資信託 |
| 3) | 100万円 | 5年間 | 公社債投資信託 |

《問5》 株式投資に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 国内上場株式を売買する際には、証券会社に対して売買委託手数料を支払うことになるが、この手数料はどの証券会社であっても同じ額である。
- 2) 国内上場株式を買い付ける場合、成行注文は指値注文に優先するため、売買の成立を優先する場合には、成行注文が適しているといえる。
- 3) MさんがAさんに対して、X社の業績は順調で、同社の株価が業績悪化によって下落する可能性は全くないと説明することは、金融商品の販売等に関する法律等において禁止されている。

《問6》 X社株式の各種投資指標に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) X社株式のPBR(株価純資産倍率)は、1.5倍である。
- 2) X社株式のPER(株価収益率)は、20倍である。
- 3) X社株式の配当利回りは、3%である。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（46歳）は、妻Bさん（41歳）および長女Cさん（17歳）との3人暮らしである。Aさんおよび家族は下記のような病気による治療等を受けたため、これに係る医療費について医療費控除の適用を受けたいと考えている。

Aさんの家族構成および平成28年分の収入等に関する資料等は、以下のとおりである。

Aさんの家族構成

- ・ Aさん （46歳） : 会社員
- ・ 妻Bさん （41歳） : 専業主婦。平成28年中に収入はない。
- ・ 長女Cさん（17歳） : 高校生。平成28年中に収入はない。

Aさんの平成28年分の収入等に関する資料

- ・ 給与収入の金額：800万円
- ・ 不動産の賃貸収入の金額：120万円（不動産の賃貸収入に係る必要経費は40万円）

Aさんと家族が受けた治療に関して支払った医療費に関する資料

- ・ Aさんは歯科治療を受け、その治療は平成27年中に終わったが、その治療費を平成28年1月に支払った。
- ・ Aさんは、妻Bさんの入院治療に係る費用を平成28年中に支払った。
- ・ 長女Cさんは、近視を矯正するため、眼鏡店で眼鏡（手術後の機能回復のために短期間使用するものではない）を購入し、購入費用をAさんが支払った。

妻Bさんおよび長女Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

家族の年齢は、いずれも平成28年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 所得税の確定申告に関して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

) 給与所得者の給与から源泉徴収された所得税は、勤務先で行う年末調整によって精算されるため、その年分の所得が1カ所のみからの給与所得だけであれば、原則として、給与所得者は、所得税の確定申告が不要である。しかし、その年分の給与収入の金額が()を超える給与所得者は、年末調整の対象とならないため、所得税の確定申告をしなければならない。

) Aさんの平成28年分の給与収入は()を超えていないが、給与所得および退職所得以外の所得金額が()を超えている場合には確定申告が必要であり、Aさんの場合は給与所得および退職所得以外の所得金額が()を超えているため、所得税の確定申告をしなければならない。平成28年分の所得税の確定申告書の提出期限は、原則として平成29年()である。

- | | | | |
|----|---------|------|-------|
| 1) | 1,500万円 | 20万円 | 3月31日 |
| 2) | 2,000万円 | 15万円 | 3月31日 |
| 3) | 2,000万円 | 20万円 | 3月15日 |

《問8》 Aさんおよびその家族が設例のような治療を受けていた場合の所得税の医療費控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) Aさん本人が歯科治療を受け、その治療費を平成28年1月に支払っているが、その治療は平成27年中に終わっているため、平成28年分の医療費控除の対象とならない。
- 2) Aさんは、妻Bさんの入院治療に係る費用を平成28年中に支払っており、妻Bさんは本人と生計を一にする親族に該当するため、平成28年分の医療費控除の対象となる。
- 3) 長女Cさんが使用する眼鏡は、日常生活の必要性に基づいて購入されたものであり、平成28年分の医療費控除の対象とならない。

《問9》 Aさんの平成28年分の総所得金額は、次のうちどれか。なお、Aさんは青色申告の承認を受けていないものとする。

- 1) 680万円
- 2) 880万円
- 3) 920万円

資料 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
	～ 180	収入金額 × 40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180	～ 360	収入金額 × 30% + 18万円
360	～ 660	収入金額 × 20% + 54万円
660	～ 1,000	収入金額 × 10% + 120万円
1,000	～ 1,200	収入金額 × 5% + 170万円
1,200	～	230万円

(メモ余白)

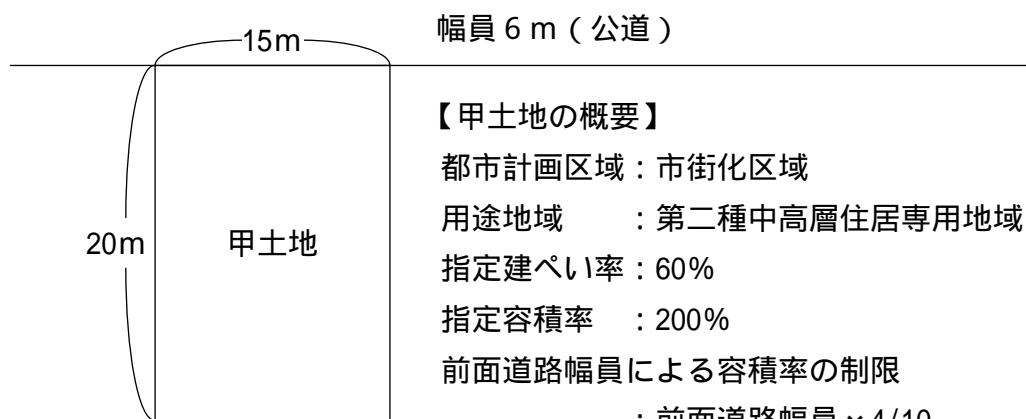
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設例》

自営業を営むAさん（58歳）は、土地を購入して賃貸アパートを建築したいと考えており、候補地として設例の甲土地の情報を入手した。

甲土地および計画建物の概要は、以下のとおりである。

甲土地および計画建物の概要



【甲土地の概要】

都市計画区域：市街化区域

用途地域：第二種中高層住居専用地域

指定建ぺい率：60%

指定容積率：200%

前面道路幅員による容積率の制限

：前面道路幅員 × 4/10

防火規制：指定なし

相続税評価額：4,800万円

固定資産税評価額：4,200万円

【建築予定の賃貸アパートの概要】

構造・規模：鉄骨造・2階建て

延べ面積：300m²

総戸数：10戸

建築費：1億円

指定建ぺい率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんが甲土地に建築面積150㎡、延べ面積300㎡の賃貸アパートを建築する場合、当該アパートの建ぺい率は、次のうちどれか。

- 1) 50%
- 2) 60%
- 3) 200%

《問11》 固定資産税に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

毎年()現在において土地・家屋の所有者として固定資産課税台帳に登録されている者に対しては、土地・家屋に係る地方税である固定資産税が課される。固定資産税の税額は課税標準に税率を乗じて計算され、その課税標準の基礎となる価格(固定資産税評価額)は、原則として、()に1度評価替えが行われる。また、土地・家屋に係る固定資産税の標準税率は()であるが、各市町村はこれを超える税率を条例によって定めることができる。

- 1) 1月1日 5年 0.3%
- 2) 4月1日 3年 0.3%
- 3) 1月1日 3年 1.4%

《問12》 甲土地に賃貸アパートを新築する際の建築基準法による最大延べ面積は、次のうちどれか。

- 1) $15\text{m} \times 20\text{m} \times 150\% = 450\text{m}^2$
- 2) $15\text{m} \times 20\text{m} \times 200\% = 600\text{m}^2$
- 3) $15\text{m} \times 20\text{m} \times 240\% = 720\text{m}^2$

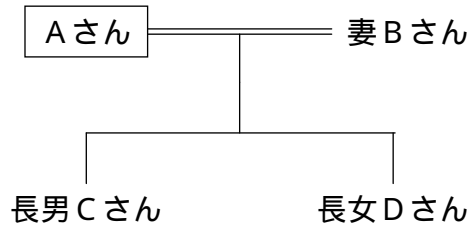
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（68歳）は、妻Bさん（66歳）、長女Dさん（34歳。未婚）と3人暮らしである。また、Aさんには結婚して独立した長男Cさん（40歳）がいる。Aさんは、子供たちへ生前に財産を贈与することを考えている。

Aさんの親族関係図および所有する主な財産は、下記のとおりである。

Aさんの親族関係図



Aさんの主な財産の状況（相続税評価額）

- ・預貯金 : 1億8,000万円
- ・有価証券 : 1億2,000万円
- ・自宅の敷地 : 1億4,000万円
- ・自宅の建物 : 1,000万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 仮に、Aさんの相続が現時点（平成28年9月11日）で開始した場合における遺産に係る基礎控除額は、次のうちどれか。

- 1) 4,200万円
- 2) 4,800万円
- 3) 8,000万円

《問14》 贈与税の申告および納付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 贈与税の配偶者控除を適用すると納付すべき贈与税額が0(ゼロ)円となるときは、配偶者からその適用に係る贈与を受けた者は、贈与税の申告書を提出する必要はない。
- 2) 贈与税の申告書の提出先は、受贈者の納税地の所轄税務署長である。
- 3) 贈与された財産の価額が基礎控除額を超えるときは、受贈者は、原則として、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに、贈与税の申告書を提出しなければならない。

《問15》 平成28年4月にAさんが長男Cさんに現金300万円を、また同年6月に妻Bさんが長男Cさんに現金150万円を、自動車購入資金として贈与した場合、長男Cさんが納付すべき贈与税額は、次のうちどれか。長男Cさんが同年中に受けた贈与は、ほかにはない。

なお、この平成28年中の贈与については、暦年課税により贈与税を計算することとし、「直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例」について、適用を受けるための要件を満たしているものとして計算すること。

- 1) $(300万円 - 110万円) \times 10\% + (150万円 - 110万円) \times 10\% = 23万円$
- 2) $\{(300万円 - 110万円) + (150万円 - 110万円)\} \times 15\% - 10万円 = 24.5万円$
- 3) $\{(300万円 + 150万円) - 110万円\} \times 15\% - 10万円 = 41万円$

贈与税の速算表（特例贈与財産用）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
	200万円以下	10%	-
200万円超	400万円以下	15%	10万円
400万円超	600万円以下	20%	30万円
600万円超	1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円超	1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円超	3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超	4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超		55%	640万円

(メモ余白)

(メモ余白)

(メモ余白)